

社会保障審議会 介護保険部会（第67回）	資料2
平成28年10月19日	

# 費用負担（総報酬割）

# 費用負担のあり方（介護納付金）

## 現状・課題

### 1．介護納付金の仕組み及び現状

介護保険制度においては、40歳以上になれば、介護ニーズの発生の可能性が高くなるとともに、自らの親も介護を要する状態になる可能性が高くなることから介護保険制度により負担が軽減される等一定の受益があるため、社会的扶養や世代間連帯の考え方に立って、40歳以上64歳以下の方について、第2号被保険者として保険料を負担する仕組みとなっている。

財源構成における第1号保険料と第2号保険料の負担割合については、両者の一人当たり負担額が同水準となるように設定されており、また、第2号保険料が世代間扶養の意味合いを持つことも踏まえ、各医療保険者の介護納付金の負担については、その加入者数である第2号被保険者の人数に応じて負担する仕組みとなっている。

負担割合は、平成27～29年度は第1号保険料が22%、第2号保険料が28%

主として中小企業の被用者が加入する協会けんぽと健保組合・共済組合の負担能力（総報酬額）の差は拡大しており、特に、介護保険第2号被保険者に該当する年齢層（40～64歳）で特に差が大きくなっている。また、健保組合間における負担能力の差も拡大している。

現行の第2号保険料は、第2号被保険者一人当たりの保険料負担額は、医療保険者を通じて同額となるため、報酬額に対する保険料負担額の割合（所要保険料率）は、相対的に報酬の高い被用者保険者では低くなり、報酬の低い被用者保険者では高くなる。

これに対し、被保険者間で、各保険者の総報酬額に応じて負担する仕組み（総報酬割）とした場合には、財政力に応じた負担となり、報酬額に対する保険料負担額の割合（所要保険料率）は、相対的に報酬の高い被用者保険者でも、報酬の低い被用者保険者でも、同一となる。すなわち、同じ報酬であれば同じ保険料負担となる。

# 費用負担のあり方（介護納付金）

## 現状・課題

### 2．介護納付金の総報酬割に関する議論等

介護納付金の総報酬割の導入については、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において、「今後の急速な高齢化の進行に伴って増加する介護費用を公平に負担する観点から、介護納付金の負担を医療保険者の総報酬に応じた按分方法とすること（総報酬割の導入）を検討する。また、現役世代に負担を求める場合には、負担の公平性などの観点に立ち、一定以上の所得者の利用者負担の在り方など給付の重点化についても検討」とされている。

また、経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議）において、社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論」とされているところ。

「負担能力に応じて応分の負担を求める」という考え方が、現在の社会保障制度改革の基本的な路線となっており、第1号保険料についても、応能負担の要素を踏まえて、所得段階に応じた設定をしているとともに、これまでの改正により段階を細分化し、標準的な段階設定における基準額に対する割合の差も大きくなっている。また、負担能力に応じた負担とするという考え方を踏まえ、平成26年改正においては、一定以上所得がある高齢者の利用者負担割合を2割とするとともに高額介護サービス費の上限を引き上げる改正を行ったところ。

社会保障制度改革国民会議報告（平成25年8月6日社会保障制度改革国民会議）（抄）

「自助努力を支えることにより、公的制度への依存を減らす」ことや、「負担可能な者は応分の負担を行う」ことによって社会保障の財源を積極的に生み出し、将来の社会を支える世代の負担が過大にならないようにすべきである。

# 費用負担のあり方（介護納付金）

## 現状・課題

また、労働力人口が減少に向かっている中、事業主にとっての介護離職の防止の重要性も高まっており、政府を挙げて介護離職ゼロのための取組を進めている。

総報酬割の導入については、所得に応じた公平な負担とするために速やかに総報酬割へ移行すべきとの指摘がある。

8月19日の介護保険部会においては、主に以下のような総報酬割の導入に消極的な意見があった。

- ・ 現役世代にとって受益を伴わない負担増である
- ・ 国庫負担を健康保険組合に付け替えているのではないか
- ・ 順番として給付の重点化、効率化が先ではないか
- ・ 賃上げの努力をしている中で、タイミングが悪いのではないか

一方で、以下のような積極的な意見もあった。

- ・ 平均総報酬額には大きな違いがあるにもかかわらず、同額の負担をする仕組みは不合理ではないか
- ・ 協会けんぽへの国庫補助は、報酬の高い健保組合や共済組合の保険料を抑えることとなっていたのではないか
- ・ 介護納付金の総額は予算ベースで決まるのであって、賃金が上昇したから必ずしもそれと比例して介護納付金が増えるということではない
- ・ 介護納付金は逆進性を有しており、負担能力に応じたものに変えてくべきではないか

# 費用負担のあり方（介護納付金）

## 論点

高齢化に伴い第2号被保険者の保険料負担が増大していく中で、「負担能力に応じて応分の負担を求める」という社会保障制度改革における考え方、制度創設時の考え方、前回の部会における議論の内容等を踏まえ、各被用者保険等保険者の負担する介護納付金について応能負担の必要性をどのように考えるか。

仮に介護納付金に総報酬割を導入する際に、留意する点は何か。